

## フェアトレードの効果的な普及活動とその可能性： 熊本市のフェアトレードタウン運動を事例にして

笹尾, 有樹  
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1513720>

---

出版情報：学生法政論集. 9, pp.35-51, 2015-03-25. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)  
Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：

# フェアトレードの効果的な普及活動とその可能性

## ——熊本市のフェアトレードタウン運動を事例にして——

笹尾 有 樹

### 〈目次〉

はじめに

I. 貧困に起因する開発途上国の問題

II. フェアトレードの役割

III. 日本におけるフェアトレードタウン運動—熊本市を事例として

IV. フェアトレードタウン運動の課題と改善点

おわりに

### はじめに

開発途上国において児童労働<sup>1</sup>や農薬による健康被害が問題となって久しい。その最大の原因のひとつは貧困であると考えられている。働いても十分な収入が得られず、子供も働かざるをえないほど生活が困窮しているからである。国際労働機関（ILO）の調査によれば、2012年には世界の子供人口の10.6%、つまり9人に1人の子供が児童労働に従事しているという。このような児童労働が問題となっている地域は、主にアジア太平洋地域、ラテンアメリカ、サハラ以南などの開発途上国であり、とくにサハラ以南の地域では子供の児童労働の比率は21.4%にも上る<sup>2</sup>。児童労働の内容をみても、58.6%が農業に従事しており、コーヒー農園やカカオ農園、綿花栽培なども含まれる<sup>3</sup>。また、農薬被害も深刻な問題であり、農薬中毒により年推定約20万人が死亡している<sup>4</sup>。とくに綿花栽培で最も多

---

<sup>1</sup> 児童労働とは、法律で定められた就業最低年齢を下回る年齢の児童（就業最低年齢は原則15歳、健康・安全・道徳を損なう恐れのある労働については18歳）によって行われる労働をいう。ILOウェブサイト「児童労働」参照。<http://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang--ja/index.htm>（最終アクセス日2014年11月25日）。以下、ウェブサイトURL以降の（）内の日付は最終アクセス日を指す。

<sup>2</sup> International Labour Organization, *Marking progress against child labour: Global estimates and trends 2000-2012*, Geneva: ILO, 2013, p. 5.

<sup>3</sup> International Labour Organization, “What is Child labour,” <http://www.ilo.org/ipec/facts/lang--en/index.htm> (November 25, 2014).

<sup>4</sup> 国際連合食糧農業機関・一植物生産・防疫部「農薬」  
<http://www.fao.or.jp/FAO-KAIKAKU/FAOkaikaku-16.pdf> (2014年10月8日)。

くの農薬が使用されており、アジアでは全農薬の推定30%が綿花栽培で使用されている<sup>5</sup>。ただし、農薬を大量に使用することだけが問題なのではない。貧しいために教育機会が少なく農薬容器のラベルが読めなかったり、手袋やマスクなどの防護装備にアクセスすることができないため、農薬被害が深刻化しているのである。

このような過程を経て輸出された商品は、国際市場での価格の乱高下によって価格が変動する上に、仲介業者が介在することで生産者は直接市場に参入することもできず、安定した収入を得ることができない。その上、生産者は土地の影響やプランテーションが行われてきた過去の影響により他の作物を生産することができず、不安定な収入に頼る生活を続けている。その結果、貧困から抜け出すことができず、児童労働や農薬被害を引き起こすという悪循環を繰り返している。

このような貧困に端を発する問題を解決する手段として、従来から提唱されてきたのがフェアトレードである。フェアトレードとは、生産者が適切な労働環境で働いて生産した商品を売り、利益を得られるようにする貿易の一形態である。主に途上国と先進国の間の貿易に着目しており、一定の基準を満たした商品をフェアトレード商品と認定し流通を促進することで、途上国の貧困削減を目指すものである。現在市場に流通している商品の値段と比較した場合、フェアトレード商品の値段は高いように感じられる。しかし、コーヒーを例にとると、通常の価格で販売されている場合、コーヒー1ビンの最終価格から生産者が受け取る利益の割合は、わずか10%にすぎない。途上国の生産者は仲介業者に搾取されているため、低価格で商品が販売されるうえに受け取る利益も少ないのである。この現状を鑑みれば、フェアトレード商品を「高い」と感じてしまう背景には、「安い」輸入品は生産者が搾取された結果であるという事実を先進国の消費者は認識していないまま、その恩恵を享受しているという事実が存在している。そのうえ、消費者はその現状にすら気づいていないことが多い。

フェアトレードは、国際市場で製品の価格が乱高下しても一定の収入は得られるようフェアトレード価格を設定し、貧困状態から抜け出せるような環境を整えることで児童労働等と貧困の連鎖を断ち切ることができる。また、フェアトレード・プレミアム<sup>6</sup>を使って地域の社会発展につなげることもできる<sup>7</sup>。これにより、生産者は安定した収入を得ることができるだけでなく、地域の発展も実現することができる。一方、先進国では、国際フェア

---

<sup>5</sup> 同上。

<sup>6</sup> 輸入組織により商品の代金とは別に支払われ、組合や地域の経済的・社会的・環境的開発のために使われる資金のこと。プレミアムの用途は生産者組合によって決定され、機器の購入や商品の品質向上のためのトレーニング以外にも、インフラ整備や子供の奨学金に使われる。

<sup>7</sup> フェアトレードラベルジャパン「コットン」

[http://www.fairtrade-jp.org/about\\_fairtrade/whyfairtrade/000047.html](http://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/whyfairtrade/000047.html) (2014年11月25日)。

トレードラベル機構<sup>8</sup>（F L O）が定める国際フェアトレードラベル基準を満たす商品にフェアトレードラベルを貼り店頭と並べ、フェアトレード商品を会社内で積極的に使用するなどの活動を行っている。F L Oが定める国際フェアトレード基準とは、経済的基準、社会的基準、環境的基準から成り立っており、原料が生産されてから輸出、加工、製造過程を経て完成品になるまでの全過程において満たすべき基準を定めている。これらの基準を満たした商品をフェアトレード商品として流通させることで、途上国の貧困を削減し、問題解決に寄与することがフェアトレードの目的である。

フェアトレードが広く受け入れられ、あらゆる商品が適正な価格<sup>9</sup>で売られるようになることは貧困削減の効果を高めるうえでは重要である。しかし日本においては、フェアトレードは一般にあまり認知されておらず、商品の幅も限定的であるため流通量も少ない。途上国から多くの商品を輸入している先進国として、貧困削減のために日本が果たす役割は大きい、現状ではフェアトレードの普及すら不十分である。

以上の問題意識より、本稿では、フェアトレードの普及を推進するための方法を考察していく。フェアトレードの普及には二つの論点がある。フェアトレードの実施がどれほど貧困削減につながるのかという点と、先進国の消費者の意識改革である。前者は途上国の経済状態や生活水準と関連しており、後者は先進国の消費者の問題意識と密接につながっている。この両者を同時に進めようとしたのが、熊本市のフェアトレードタウン運動である。熊本市は、フェアトレードを推進するフェアトレードタウン運動に取り組み、日本初・アジア初のフェアトレードタウンに認定された市である。名古屋市や札幌市もフェアトレードタウン認定を目指しているが、それらに先駆けて、フェアトレードを地域に浸透させる先駆的な役割を果たした点で、熊本市の事例の重要性は大きい。結論を先取りして言えば、フェアトレードタウン運動によって先進国の消費者の意識改革を促すことは可能であるし、それは成功している。他方で、この運動が実際に途上国の貧困削減にどの程度寄与しているのかを計量的に測定することは困難である。しかし、フェアトレードタウン運動を行うことによって、途上国の貧困削減につながる可能性は増すと考えられることから、本稿では熊本市のフェアトレードタウン運動を考察し、その普及状況と消費者の意識改革について考察するとともに、そうした運動を蓄積していくことで途上国における貧困削減の可能性が高まることを明らかにする。

---

<sup>8</sup> F L Oは世界の14のフェアトレードラベル推進組織によって、1997年に設立されたN P Oである。国際フェアトレード基準の設定や生産者の支援を行っている。

[http://www.fairtrade-jp.org/about\\_us/000002.html](http://www.fairtrade-jp.org/about_us/000002.html)（2014年11月25日）。

<sup>9</sup> 適正な価格とは、仲介業者に不当に搾取されていない労働の対価に見合った価格を指す。上述したように、先進国の消費者は「搾取された安価な輸入品」を購入しているがその事実には気づいていない。そのため、「労働の対価に見合った価格」は先進国の消費者にとって高価なものに感じられる。しかし、これは現在の流通価格が「適正価格」とは程遠く、本来の適正価格は消費者の想定よりもはるかに高いという事実を反映している。

フェアトレードタウンについて考察するためには、途上国の現状とフェアトレードについて理解しておかなければならない。そこで、第一節では、前述したような児童労働や農薬被害の実態とその根本的原因である貧困について考察し、第二節では、途上国の課題を改善するフェアトレードの役割について明らかにする。第三節ではフェアトレードタウン運動の事例をもとに、フェアトレードの普及のための具体策について検討する。第四節では、フェアトレードタウン運動の課題を明らかにし、より効果的な普及活動を検討する。

## I. 貧困に起因する開発途上国の問題

第一節では、児童労働および農薬被害の実態について明らかにする。さらに、その根本原因の一つである貧困がなぜ生じるのか、国際市場と開発途上国の生産体制に着目して考察し、これらの問題と貧困の関係を明らかにする。

ILOの調査によると、2000年から2012年にかけて、世界の児童労働問題は改善されつつある。2000年には5～17歳の子供のうち16.0%が児童労働に従事していたが、2012年にはそれが10.6%まで減少した<sup>10</sup>。しかし、地域ごとに見てみると、アジア太平洋地域では9.3%、ラテンアメリカとカリブ地域は8.8%であるのに対し、サハラ以南アフリカでは21.4%と依然として高い数値を示している。また、国の所得別にみても、子供の人口に占める児童労働従事者の割合は、高中所得国で6%、低中所得国で9%、低所得国で23%であり、貧しい国ほど児童労働が盛んに行われている。以上のことから、児童労働の最も大きな原因の一つは収入の低さと貧困であることが窺われる<sup>11</sup>。

農薬被害もまた、深刻な問題である。農薬中毒により年推定約20万人が死亡しており、1992年～1993年の調査によると、インド農民の23%、メキシコ農民の25%、ジンバブエ農民の43%が、農薬による病気にかかっていた<sup>12</sup>。とくに、綿花栽培が最も多くの農薬を使用しており、アジアでは全農薬の推定30%が綿花栽培で使用されている<sup>13</sup>。農薬は農業生産において必要なものではあるが、その被害は看過できない。途上国では教育を受ける機会が少ないため、非識字者が正しい農薬頒布の方法を知らなかったり、安全性への理解不足、中毒になった場合の対応が困難である等の問題がある<sup>14</sup>。また、農薬から体を守る防護マスクを購入する経済的余裕がないため、農薬が皮膚に直接触れてたれたり、噴霧された農薬を吸い込んでのどに炎症を起こすなどの被害が発生する。このような事態を防ぐためには、途上国が人体保護のための資機材やその他の農薬管理に必要な要件を備えなけ

---

<sup>10</sup> ILO, *op. cit.*, p. 3.

<sup>11</sup> *Ibid.*, p. 7.

<sup>12</sup> 前掲、国際連合食糧農業機関・一植物生産・防疫部「農薬」一

<sup>13</sup> 同上。

<sup>14</sup> 同上。

ればならないが、莫大な費用がかかるため、貧しい途上国にとっては実施が困難である<sup>15</sup>。

このように、児童労働や農業被害の原因の一つには貧困が挙げられる。ではなぜ、働いて生産した商品で取引を行えるにも拘わらず、貧困という状態が生じるのだろうか。ここでは、貧困の原因のうち、不安定な収入と生産地の状況の二点について考察していく。

第一に、国際市場で商品の価格が乱高下するうえに、仲介業者や大企業によって多くの利益を搾取されるという問題がある。カカオ豆やコーヒー豆がその顕著な例であるが、商品の価格はロンドンやニューヨークの商品取引所、ロンドン先物取引所で決定される。しかし、市場で価格が決定されるとき、現物に基づく取引よりも純粋な投機目的で売買取引がなされることが圧倒的に多いため<sup>16</sup>、商品の価格は安定しない。とくにコーヒー豆に関しては、1989年までコーヒー豆の取引を規制していたICA<sup>17</sup>が崩壊し、コーヒー市場はほとんど無規制の状態となってしまった。そのため、ロンドンとニューヨークの取引市場で価格が決定されるようになったが、それがさらに不安定な価格につながることは前述したとおりである。また、市場での需要と供給の関係も価格に影響しており、コーヒー豆の需要はわずかに低下し続けているにも関わらず、供給量は増え続けている。そのため、1960年と比べて価格は25%ほどにまで低下した<sup>18</sup>。さらに、自然現象によって供給が急激に減少すると価格は急騰する<sup>19</sup>。このように、国際市場では商品の価格は乱高下を繰り返しており、その都度生産者にわたる利益も変動するため不安定な生活になってしまう。これらの原因に加えて、仲介業者<sup>20</sup>や加工業者の存在も生産者の貧困の一因である。生産者は、商品を購入しに来た仲介業者と交渉し商品を輸出するが、小規模な生産者は希望する価格で取引ができるような力をもっていない。多くの場合、貿易業者が市場へのアクセスを独占するか効果的に管理しているため<sup>21</sup>、市場価格についての情報へのアクセスが困難な途上国の農家は、交渉しにきた仲介業者との交渉によってのみ市場へアクセスすることができるが、業者の交渉力は生産者よりも大きく、生産者は提示された価格を受け入れるしか

<sup>15</sup> 同上。

<sup>16</sup> デイヴィッド・ランサム（市橋秀夫訳）『フェア・トレードとは何か』青土社、2008年、171頁。

<sup>17</sup> 国際コーヒー協定（ICA: International Coffee Agreement）は、世界のコーヒー需要を上回る過剰在庫と過剰生産を調整するため、価格安定メカニズムとしての輸出割当制度を持つ国際商品協定として1962年に成立した。日本は1964年に加盟した。1989年以降、輸出割当制度は停止・削除されている。  
<http://coffee.ajca.or.jp/about/ico>（2014年11月27日）。

<sup>18</sup> Oxfam, *The Coffee Chain Game*, 1994, p.4. <http://www.oxfam.org.uk/~media/Files/Education/Resources/The%20coffee%20chain%20game/Coffee%20Chain%20Game.ashx> (November 25, 2014).

<sup>19</sup> Ibid., p. 71.

<sup>20</sup> 仲介業者は金貸し、商人、貿易業者、代理人、梱包業者、在庫管理人、輸送業者、輸出業者、保険屋、中間取引業者、問屋、流通業者など多岐にわたる。

<sup>21</sup> マイケル・バラット・ブラウン（青山薫・市橋秀夫訳）『フェア・トレード—公正なる貿易を求めて』新評論、2006年、124頁。

ない<sup>22</sup>。つまり、豊かで影響力のある交渉相手に対して、生産者は弱い立場に置かれているのである。また、商品の最終価格から生産者が受け取る利益の割合は極めて低い。コーヒーを例にとると、コーヒー1ビンの最終価格から受け取る利益の割合は、小売業者25%、荷主および焙煎業者55%<sup>23</sup>、輸出業者10%、そして生産者はわずか10%である<sup>24</sup>。コーヒー豆やカカオ豆は、生産者と消費者の間にいくつかの仲介業者が介在するが、そこで利益の多くを取られてしまい、生産者に届く利益はわずかなものとなる。

第二に、途上国の生産体制を変えることの難しさがある。途上国の生産者にとっては、国際市場の価格変動の影響を受けやすい一次産品ではなく、工業製品を製造し輸出することが有効であるように思われるが、それはほぼ不可能である。現在の生産体制を変えるためには、新たな生産設備を整えるための初期投資が必要であるが、そのための資本が途上国には欠如しているからである。確かに、途上国に対して資本を供給する援助は行われてきたが、そのほとんどが国のインフラを整備する公的資本であって、労働者が生産性を高めるための設備・機材を提供できる民間資本ではない。しかし、東アジアのように経済成長を遂げている国では民間資本が公的資本の二倍である一方、アフリカのような途上国では公的資本が民間資本の二倍に達する<sup>25</sup>。つまり、生産者が必要としている民間投資が不足している。投資リスクを考えれば、サハラ以南アフリカに投資する大きなリスクをおかすよりも、成長の見込みのある新興国に投資するのは当然のことである。そのため、開発途上国の生産者は民間資本を得ることはできず初期投資ができないため、たとえ収入が不安定な産品であっても生産体制を変えることは困難である。

このように、国際市場での不安定な価格や仲介業者による搾取、より多くの利益を生み出す生産体制への転換が難しいことなどが貧困の一因となっている。では、これらの原因を取り除くか、あるいは克服するためにどのような手段をとるべきであろうか。一つの手段として、フェアトレードという手法を提案したい。これについては次節で詳しく論ずる。

## II. フェアトレードの役割

第一節では、児童労働問題や農薬被害の一因に貧困があり、国際市場に直接アクセスできず不安定な収入で生活せざるをえない途上国の現状があることが詳らかとなった。第二節では、これらの課題を解決する一つの方策としてのフェアトレードについて考察する。

フェアトレードとは、生産者が適切な労働環境で働いて生産した産品を売り、利益を得られるようにする貿易パートナーシップであり、生産者が正当な利益を得ると同時に労働

---

<sup>22</sup> *The Coffee Chain Game*, op. cit., p. 5.

<sup>23</sup> 主にネスレやクラフト・ゼネラル・フーズなどの巨大食品会社を指す。

<sup>24</sup> ランサム、前掲書、63頁。

<sup>25</sup> ポール・コリアー著（中谷和男訳）『最底辺の10億人』日経BP社、2009年、141頁。

環境の改善と地域の発展を実現していく手段である。フェアトレードは主にFLOを中心に行われており、国際フェアトレード基準を満たす産品をフェアトレード認証商品として認証ラベルを貼り、消費者に提供している。

国際フェアトレード基準とはFLOによって設定されるフェアトレード全般に関する基準である。「生産者の対象地域」、「生産者」、「トレーダー（輸入・卸・製造組織）」のそれぞれが守るべき包括的基準と、対象産品ごとに定められた「産品基準」で構成されており、生産者とトレーダーは両方の基準を守り生産や取引を行うことを求められる<sup>26</sup>。主な項目は「経済的基準」、「社会的基準」および「環境的基準」に分かれている。（下図参照）

表1 FLO国際フェアトレード基準概要<sup>27</sup>

経済的基準	社会的基準	環境的基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェアトレード最低価格の保証</li> <li>・フェアトレード・プレミアムの支払い</li> <li>・長期的な安定した取引</li> <li>・前払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な労働環境</li> <li>・民主的な運営</li> <li>・労働者の人権</li> <li>・地域の社会発展プロジェクト</li> <li>・児童労働・強制労働の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬・薬品の使用に関する規定</li> <li>・土壌・水源の管理</li> <li>・環境に優しい農業</li> <li>・有機栽培の奨励</li> <li>・遺伝子組み換え（GMO）の禁止</li> </ul>

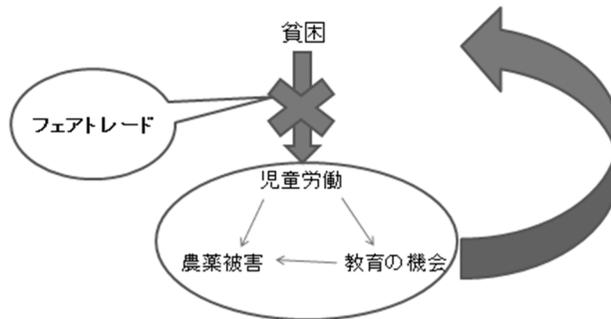
「経済的基準」は、フェアトレード最低価格の保証とフェアトレード・プレミアムの支払いを定めている。生産者と直接取引する輸入組織は、市場価格が下落しても産品の最低価格を保障しなければならない。これは、国際市場の価格の乱高下の影響で収入が不安定な生産者を保護するための措置である。収入が安定すれば貧困状態も軽減されるため、子供が働く必要がなくなり児童労働も減少していく。また、フェアトレード・プレミアムは輸入組織によって品物の代金とは別に生産者に支払われ、有機栽培や子供の教育費といった地域の経済的・社会的・環境的開発のために使われる。有機栽培を行えば、危険な農薬を使わずに生産ができ、農薬被害を減らすことができる。また、地域のインフラ整備や生産性を向上させる設備を整備することもでき、地域の発展にも寄与すると考えられる。「社会的基準」は主に労働環境についての定めである。生産者は組合を作り、民主的な活動を行わなければならない。また、児童労働を禁止するILO条約を守ることを義務付けている。「環境的条件」は危険な農薬の使用を規制し、労働者の健康・安全対策を強化すること

<sup>26</sup> フェアトレード・ジャパン「国際フェアトレード基準」  
[http://www.fairtrade-jp.org/about\\_fairtrade/000015.html](http://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/000015.html)（2014年11月24日）。

<sup>27</sup> 同上。

を義務づけている。

これらの三つの基準を守って初めてフェアトレード認証商品として認められる。この基準を満たすことの意義は、本節冒頭で述べた児童労働と農薬被害の問題の一因である貧困の軽減が期待できることである。安定した収入は、より安全な労働環境の提供と子供の教育を可能にする。フェアトレードを行うことで、貧困に端を発する問題の悪循環を断ち切ることができるのである。



(図) 貧困と途上国の諸問題との関係 (筆者作成)

国際市場へのアクセスが難しく、価格の乱高下や他の生産体制への転換ができないことから、生産者は貧困状態に置かれやすい。そのため子供を働かせざるをえず、児童労働問題が発生する。子供たちは働いているため学校に通うことができず、教育の機会を得ることができない。識字能力を身に付けることができなければ、農薬の扱い方を学んだり危険な農薬を区別することもできず、農薬被害の一因となる。加えて、農薬から身を守る装備を整える経済的余裕もないため、被害はさらに広がっていく。その結果、貧困から抜け出す機会をつかむことができずに再びこのサイクルを繰り返していく。この悪循環のどこかを断ち切るとすれば、まずは貧困状態を抜け出し、教育を受け、身を守る設備にアクセスできる環境を整えることが必要である。

前述したように、フェアトレードは貧困の一因を軽減する役割を担うことができる。しかし、貧しい国への寄付や、国家間の条約で禁止事項を定めるなどの対処も有効なものと思われるかもしれない。だが、寄付を受け続けるだけでは人々がそれに依存してしまい、自立した生活にはつながらない。また、条約で禁止事項を定めるだけでは貧困の根本的な解決にはつながらない。それと比較して、フェアトレードであれば、産品を適正な価格で取り引きして安定した収入を得られるだけでなく、労働環境も改善されていくため途上国の問題を解決していくのに有効であると考えられる。たとえば、前述したように開発途上国では児童労働が深刻な問題となっている。家庭が貧しいため子供も働かざるをえない状況にあるからだ。そこでFLOは、国際フェアトレード基準において児童労働を禁止し

ている。また、製品の最低価格（フェアトレード価格）を設定することで価格の乱高下を防ぎ、安定した収入を生産者が得ることができるように配慮されている。他方で、国際的に使用禁止となっている農薬を使うことで深刻な健康被害を引き起こしたり、環境に大きなダメージを与えたりする事態も起きている。F L Oは、このような農薬の使用を禁止し、オーガニック栽培を推進するために価格の上乗せも行っている。このような基準を満たした商品がフェアトレード商品として市場に出回るようになれば、開発途上国の様々な問題を少しずつ解決していくことができるであろう。以上のことから、貧困に端を発する悪循環を断ち切るために、フェアトレードは有効な手段といえるだろう。

### Ⅲ. 日本におけるフェアトレードタウン運動—熊本市を事例として

第二節では、貧困問題を解決する有効な手段の一つとして、フェアトレードについて考察した。フェアトレードは途上国の貧困問題の解決に寄与しうるが、この運動が社会に浸透しなければ、大きな効果を期待することはできない。第三節では、フェアトレードを普及させる活動のうちフェアトレードタウン運動を取り上げ、その具体的な活動について述べていく。

フェアトレードが世界中で行われるようになり、適正な価格で製品が取り引きされるようになるためには、そのような商品を多く輸入している先進国がフェアトレードを推進、普及させる必要がある。F L Oの調査によると、F L Oの構成メンバーである24カ国の消費者のうち57%がフェアトレードラベルのついた商品を見たことがあると答えている。そのうち、フェアトレードの内容をある程度知っており、それが貧困問題や環境問題の緩和・解消に取り組む活動であると知っている人は64%に上る。つまり、全体の約4割がフェアトレードの存在とその意義について理解していることになる。一方、日本だけを見てみると、そのような条件を満たすのは全体の25.7%ほどにとどまる<sup>28</sup>。主に途上国における公正な貿易を目指し、その地域の環境を守ることまで考慮に入れたフェアトレードであるが、その意義や存在は日本においてはそれ程知られていないようである。現在の日本では、F T T J（フェアトレードタウンジャパン）やF L J（フェアトレードラベルジャパン）による普及活動が行われているが、ここでは特にフェアトレードタウン運動について詳しく見ていきたい。

フェアトレードタウン運動とは、地域の行政、企業・商店、市民団体などが一体となってフェアトレードを普及させ、不利な立場、弱い立場に置かれた途上国の生産者の自立や

---

<sup>28</sup> 渡辺龍也「フェアトレードと倫理的消費（I）—全国調査が明らかにするその動向—」『現代法学』第25号、2013年、141頁。

環境の保護保全に貢献しようとする運動である<sup>29</sup>。この運動の特徴は、市民団体と行政が共同でフェアトレードを推進する点にある。以下で述べるフェアトレードタウン基準をみてもわかるように、市民への啓発や地域社会との協力を通じてフェアトレードを地域に根付かせるだけではなく、最終的には自治体がフェアトレードを支持し普及に努める旨の決議をすることが、フェアトレードタウンと認定されるための条件となっている。フェアトレードを推進する団体は日本にも多数存在するが、これらは各々が商品を販売したり勉強会を開催したりといった活動を独自に展開するものが多く、地域社会とのつながりはあるものの、行政との連携には重点を置いていない。したがって、市民が行政と連携をとる活動のモデルのひとつとしてフェアトレードタウン運動に着目することには、一定の意義があると考えられる。

フェアトレードタウンとして認定されるためには、以下の6つの条件を満たさなければならない<sup>30</sup>。基準1：推進組織の設立と支持層の拡大、基準2：運動の展開と市民の啓発、基準3：地域社会への浸透、基準4：地域活性化への貢献、基準5：地域の店（商業施設）によるフェアトレード商品の幅広い提供、基準6：自治体によるフェアトレードの支持と普及である。このうち、途上国の貧困削減に寄与する基準2、3、5、6について詳しく見ていく。基準2は、地域社会の中でイベントやキャンペーンを行い、フェアトレードへの関心と理解を高めさせ、フェアトレード運動がメディアに取り上げられるような状態をさす。これは、貧困削減に直接関係することではないが、途上国の生産者が置かれている状況やフェアトレードの必要性への理解を促進し、購入する商品が途上国の様々な問題の遠因になっているという事実を市民が認識することができる。これは、貧困削減を目指すフェアトレードの普及を図り、より多くの人々が運動に参加することでフェアトレードの目的を達成するために重要なプロセスであるといえる。基準3は、地元の企業や団体（教育機関や市民組織、事業体などが含まれる）がフェアトレードに賛同し、組織内でフェアトレード商品を積極的に利用するとともに、組織内外へのフェアトレードの普及に努めている状態をいう。基準2は啓蒙が主な内容であったが、基準3は実際にフェアトレード商品を企業や団体が利用していることを重視する。基準5は、フェアトレード商品が小売店や飲食店等で提供されている状態である。基準3では、企業や団体などのある程度限定された範囲におけるフェアトレード商品の利用を基準として掲げているが、基準5では一般の消費者に向けて商品を提供することで、より広い範囲で商品の利用を推進することを目指してい

---

<sup>29</sup> F T T J 「フェアトレードタウンとは」

<http://www.fairtrade-town-japan.com/%E3%83%95%E3%82%A7%E3%82%A2%E3%83%88%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%BF%E3%82%A6%E3%83%B3%E3%81%A8%E3%81%AF/> (2014年11月5日)。

<sup>30</sup> 同上。フェアトレードタウン運動は世界中に広まっており、国によっては基準が多少異なる。本稿で挙げているのは日本におけるフェアトレードタウン基準である。

る。以上の基準3、5では、フェアトレード商品を実際に流通させることで商品の消費量を増やし、生産国の問題解決に直接寄与することを目指しており、貧困削減に向けた具体的かつ効果的な取り組みであると言える。また、流通量を増やすだけでなく、消費者意識の改革にも大きく影響する活動でもある。

基準6は、自治体がフェアトレードを支持し、普及を図っている状態である。具体的には、地元議会の決議と首長意思表示がなされることである。基準5までは、市民団体や事業体といった民間の活動が中心であったが、基準6では、行政がフェアトレードタウン運動に関与することをフェアトレードタウン認定の条件として挙げている。これが基準に加えられていることの意義とは何だろうか。そもそもフェアトレードタウン運動とは、地域が一体となってフェアトレードを推進することで、不利な立場に置かれている途上国の生産者の自立や環境保全に貢献することを目指すものであった。つまり、市民と行政が一体となって活動することで、市民団体の活動のみでは望めなかったような高い効果を得ることができるのである。さらに、自治体の積極的な支持があれば、より広範囲にわたる周知にもつながるうえ、市区町村の活動としてフェアトレードを推進すれば活動の幅も広がるだろう。これは、地域の消費者が商品の価格が適正ではないことや開発途上国の現状を理解するうえでも大きな効果を持つと考える。以上のような点を考慮すると、自治体の積極的な支持を得ることはフェアトレードの普及に大きな効果があり、途上国の貧困削減にも寄与しうると考えられる。

以上が、フェアトレードタウンとして認定されるために満たすべき6つの基準である。考察したように、これらの基準の達成を目指すうえで、市民の間にフェアトレードが浸透するよう普及活動を繰り返し、商店や事業体の協力を得ることでフェアトレード商品の流通を盛んにし、行政の支持を得てさらに活動を拡大させることができる。これらの基準を満たすことで、フェアトレード運動の拡大が期待でき、目的である貧困削減へより効果的にアプローチすることができる。同時に、「搾取される生産者と恩恵を享受する先進国の消費者」という構図を消費者が認識し、普段の商品の選択にも影響を与えるような消費者意識の改革も期待できる。そのため、フェアトレードタウン運動を推進することは、本稿で問題として取り上げた途上国の問題を解決する有効な解決策の一つであるという事ができる。

これらの基準を満たし、日本で最初のフェアトレードタウンとなったのは熊本県熊本市である。熊本市は市民、地域、行政が連携することで活動を広げていったが、どのようにしてフェアトレードが普及し、自治体の支持を得るまでになったのか、その運動の展開を概観したい。

1999年、NGO「フェアトレードくまもと」を立ち上げた明石祥子氏が、2003年に熊本市に「体験型観光とフェアトレードタウン構想」を提案したのが、フェアトレードタウン運動の始まりであった。市当局や議会へ働きかけ、当時の熊本市長がフェアトレードの

ファッションショーへモデルとして参加し、市議からも熊本市をフェアトレードシティにすることについて議会で質問があった<sup>31</sup>。また、2005年には市長が同席する世界フェアトレードデーのイベントでフェアトレードシティ宣言を行った。しかし、特に行政の支持を得たものではなく、フェアトレードを推進するグループの一方的な宣言に過ぎなかった。そのため、一般市民にもフェアトレードについて広く知ってもらい、市民の間で支持を広げようと改めて行政へ働きかけることとした。

一般市民に対する啓蒙活動は、学校への出前授業やフェアトレードのファッションショー、途上国から招いた生産者のセミナーなどが中心であった。徐々にフェアトレードが市民の間に浸透し、商店街などの店頭にもフェアトレード商品が並べられるようになった。2009年には「フェアトレード・シティ推進委員会」を立ち上げ、活動の推進母体としてさらなる啓蒙活動を行っていった。

熊本市をフェアトレードタウンにするための最後の課題は、認定基準の第6基準「自治体によるフェアトレードの支持と普及」が未達成であることだった。熊本市長は個人的にはフェアトレードに賛同していたが、必ずしも市民に幅広く認知され支持されているわけではないフェアトレードに対して明確な意思表示をすることは難しかった<sup>32</sup>。しかし、2010年に認定基準や認定の仕組みがある程度確定してきた段階で、議会内の支持が広がり、「フェアトレード理念周知に関する決議」が行われ、市長もフェアトレードを支持する旨を表明した。こうして、第6基準を満たした熊本市は、日本初のフェアトレードタウンとして認定されたのである<sup>33</sup>。現在では、フェアトレード商品を扱う店舗は熊本市内に77店舗以上あり、商品の種類もチョコレートやコーヒー、紅茶、石鹸や衣類といった雑貨など多岐にわたる<sup>34</sup>。また、2014年には第8回フェアトレードタウン国際会議の招致にも成功しており、アジアにフェアトレードタウンを広げる拠点としての役割を拡大しつつある。

ここで、なぜ熊本市がフェアトレードタウンとして認定されるという成果を上げることができたのか、先行研究を踏まえて簡潔に述べたい<sup>35</sup>。現在、日本のフェアトレードタウンは熊本市のみであるが、他にも名古屋市や札幌市が認定に向けて活動を進めており、名古屋市は第6基準を満たす前の段階まで運動を進めている一方、札幌市は認定までの道のりがまだ遠い状況である。これらの市と熊本市を比較してみると、大きく三点の違いがある。一点目は、運動の中心となるファシリテーターの存在である。熊本市と名古屋市では、

---

<sup>31</sup> 渡辺龍也「フェアトレードタウン運動—その意義と課題—」『現代法学』第21巻、2012年、95頁。

<sup>32</sup> 同上、105頁。

<sup>33</sup> 同上、105頁。

<sup>34</sup> フェアトレード熊本センター「取扱店一覧」

<http://www.fairtrade-kumamoto.com/index.php/shop?start=20> (2015年1月29日)。

<sup>35</sup> 名古屋市や札幌市のフェアトレード運動については遠藤の行ったフィールドワークを参考にした。遠藤茜「フェアトレードシティ熊本の誕生—政官民連携の合意形成—」慶應義塾大学4年卒業論文29頁—34頁。

運動の発起人となる人物が中心となって継続して活動しているが、札幌市にはそうしたファシリテーターが欠如している。二点目は、他のフェアトレード推進団体との連携である。熊本市と名古屋市は既存の推進団体を基盤として他の団体との連携を強め、活動の規模を拡大したり人数を増やしたりなど着実に活動を広げている。しかし札幌市では横の連携が十分ではなく、個々の活動に止まっている状態である。三点目は、市議会との協力である。名古屋市と札幌市は市議会との連携がうまくいっていない。名古屋市の場合は積極的に協力してくれる市議会議員が見つかっておらず、議会の決議に結びつく動きが見られない。また札幌市は、協力的な議員が議会でフェアトレードについて質問してはいるものの、北海道独自の「スローフード宣言」という地産地消を推進する方針があるため、行政と農業系の会社のつながりが強く、フェアトレードという新しい消費体系を行政のどこが担当するかが決まらない。そのため、議会でフェアトレードが大きく取り上げられにくいようである。これと比較すると、熊本市は協力的な市議会議員を見つけられたこと、市長への継続的な働きかけを行うことでフェアトレードへの賛同を得られたことが、フェアトレードタウン認定の重要な要因となったことがわかる。

以上より、フェアトレードタウン運動は、市民に対する啓蒙活動を行うことで認知度を高め、同時に行政にも働きかけるといえる。市民・行政・地域の協働によってフェアトレードの普及を成功させた一例であるといえる。当該事例は熊本市のみの活動であるが、これが全国あるいはアジアにまで広がっていけば、フェアトレード運動の効果はさらに高まっていくことが推測される。現段階では、途上国の貧困削減という結果は数値としては見えにくいですが、フェアトレードタウン運動が拡大していけば、大きな効果が望めるようになると思われる。

しかし、フェアトレードタウン運動にも課題はある。市民団体の活動であるため、いわゆる草の根的な活動となってしまう、運動を広範囲に展開することが難しい。また、フェアトレードタウン内でもフェアトレード商品を扱う店舗が少ないなどの課題も抱えている。消費者が店頭に並んだフェアトレード商品を目にする事が少なければ、消費量も低い水準のままであろう。企業にとっても、消費量の少ない商品をあえて扱おうとはしない。

この状況を少しでも改善するためには、市民団体や政府が、消費者と企業に対してフェアトレードについての普及・啓蒙活動をより一層推進することが最も重要であると考えられる。この点については次節で詳しく論じることとする。

#### IV. フェアトレードタウン運動の課題と改善点

第三節では、フェアトレードを普及させるための有効な手段として、フェアトレードタウン運動について考察した。フェアトレードタウンが認定基準を満たすことで、途上国の貧困削減に寄与しうることを明らかにしたうえで、熊本市が日本初のフェアトレードタウ

ンになるまでの過程を概観した。第四節では、フェアトレードタウン運動の課題と、その改善点について考察していく。

現状では、消費者はフェアトレード商品についての認知度が低い。認証商品がまだ少ないことや、店頭での積極的な宣伝が行われないこと、学校教育で扱われることが少ないことが主な原因であろう。現在の認証商品を見ても、消費量が多いであろう大手企業の商品はほとんどないため、消費者が普段購入する商品よりもフェアトレード商品を購入するよう意識しない限りフェアトレード商品の消費量は増えない。企業もフェアトレード商品を増やしたとしても特別な利益が入るわけでもないため、特に認証活動に積極的であるというわけでもない。このような状況を踏まえれば、消費者がフェアトレード商品の存在と意義を認知し、企業側もフェアトレード商品を提供することでさらにフェアトレードを推進することが可能となるだろう。つまり、消費者・企業や団体への普及活動が推進されれば、現状の問題解決につながると考えられる。

前述した普及・啓蒙活動としては、熊本市での活動が示唆的である。熊本市では、フェアトレード・シティ推進委員会が発足する前から、地元のNGOが途上国から生産者を招いたセミナーやフェアトレードのファッションショー、学校への出前授業を行っている。また、市当局や議会への働きかけも行っており、その結果、市議会でフェアトレードについての認知が広がり、フェアトレードのイベントに市長が出席するようになった。これに加えて、企業を対象にしたセミナーを開くことも有効であると考えられる。フェアトレード商品をより多く扱ってもらうためにも、まずはフェアトレードの意義を知ってもらう必要があるからである。

このような普及・啓蒙活動は、実行性は高いが実効性はかならずしも高いとはいえない。継続して時間をかけて進めていくことでしか、効果が得られないからである。熊本市でも、最初のフェアトレードショップが開店した1993年から市民団体が市当局や議会へ働きかけ、市民向けのイベントや学校への出前授業、地元の商店街との協力などの活動を継続していくことで運動が広がり、2011年にフェアトレードタウンとして認定されることとなった<sup>36</sup>。フェアトレードのような、消費者や企業の意識を変える必要がある活動において、地域の商店と協力して直接消費者に訴えたり、フェアトレードを周知させるイベントを行ったりすることは有効であると考えられる。ただし、このような活動は継続していかなければ効果が現れない。活動を継続して行うことによって市民の間でも広く認知されるようになり、高い効果を発揮するようになると考えている。

しかし、市民団体による普及活動のみでは、期待できる効果がそれほど大きくはないといわなければならない。いわゆる草の根活動では、市民の活動が地域の事業体や自治体に認められ、その趣旨に賛同してくれるよう根気強く交渉し続けなければならない。それに

---

<sup>36</sup> 同上、95、106頁。

かかる時間やコストを考えた場合、日本全国にフェアトレードタウン運動あるいはフェアトレードの普及を目指す運動を広く浸透させることは困難である。途上国の貧困削減という目標を考えれば、市民団体の活動のみでその目標を達成できる蓋然性は低い。

以上の考察より、貧困削減を目指すフェアトレードの普及のためには、以下二つの要素が不可欠である。第一に、政府がフェアトレードを推進する政策をとることである。企業が扱う商品のうち何割かをフェアトレード商品とするよう定め、同時に認証にかかるコストの一部を政府が負担することでフェアトレード商品の流通量を増やす政策である。「はじめに」でも述べたように、途上国から多くの産品を輸入しているのは先進国である。先進国がフェアトレードの普及に力を入れない限り、途上国の貧困は削減されない。そのため、日本は先進国の一つとして、問題解決に尽力すべきである。政府が国内におけるフェアトレードの普及を目指し政策を行うことで、日本はフェアトレードにおいて、世界でも重要な役割を果たすようになるだろう。

フェアトレードの普及が進まない理由として、認証商品が少ないことを挙げた。流通する商品が少なければ、消費者がフェアトレード商品を目にすることも少なく、認知度も上がらない。この点を解決するために、政府は企業に対して、扱う商品のうち一定割合の商品をフェアトレード認証商品にするよう規定することが効果的であると考えられる。すでに認証されている商品を扱うだけでなく、元々扱っていた商品をフェアトレード商品として認証してもらおうと企業が取り組み始めることも期待でき、商品の幅を広げることで多くの消費者を獲得することも可能になる<sup>37</sup>。このようにフェアトレードの市場が拡大すれば、途上国とのフェアトレードが盛んになり、貧困削減に寄与することができる。また、認証商品の流通量が増えることで消費者も少しずつフェアトレードへの関心を持つようになり、適正価格で販売される商品を購入しようという意識を持つようになることが、副次的効果として期待できる。

しかし、このような政策は企業からの反発が予想される。企業は利益を追求するため、可能な限り安価で商品を販売しようとする。また、フェアトレード商品の認証にはコストがかかるため<sup>38</sup>、認証商品を増やすことは企業にとって不利益につながる恐れがある。そのため、企業としては、認証商品を積極的に増やしたいとは考えないかもしれない。その対策として、認証にかかるコストの一部を政府が負担することが考えられる。政府が、一定割合の商品を認証商品にするよう定めると同時に、積極的に企業に補助することで、こ

---

<sup>37</sup> 現在、日本で認証されているフェアトレード商品は、コーヒーやバナナ、コットン製品などの12品目に限られる。

<sup>38</sup> 「原料の生産から認証ラベルが添付された最終製品となるまでに製品の売買行為を行う組織」はFLJ（またはFLO-CERT）への認証登録が必要である。FLJに登録する場合、初回登録料やライセンス料が必要になる。ライセンス料は年間の売り上げに応じて払わなければならない。レギュラーコーヒーであれば1Kgあたり35円、紅茶であれば1Kgあたり50円となっている。

の政策の実行性はより高まる。フェアトレード商品は、認証商品以外と比較すると値段が高い。これは、認証商品以外の場合、仲介業者に不当に搾取された状態の値段であるため低価格で販売されるが、認証商品は適正価格で販売されるため通常の商品よりも高いことや、前述したようなプレミアムの付加、フェアトレード価格の設定により値段が国際市場で取り引きされる値段とは異なることなどが理由である。これはフェアトレードとして商品を販売する以上不可避な状態であるため、商品の値段を下げることはできない。そこで、認証にかかる費用だけでも補助することで、企業が認証商品を少しでも取り入れやすいようにすべきである。また、フェアトレード商品を扱う企業に対して、法人税を下げる優遇措置をとることも有効な政策であるといえる。法人税を引き下げれば商品の値段を下げることも可能となり、消費者に提供しやすくなるだろう。このような補助は政府にとってコストがかかるという不利益もあるが、途上国の貧困削減という目標と日本の役割を考慮したとき、政府が負う不利益よりも利益のほうがより大きいと考えられるため、当該政策は実行する価値があるといえる。

第二に、市民と行政の連携を強めて活動を展開していくことである。上述の政府の政策は、国全体にフェアトレードを普及させるためには有効であるが、すでに活動を展開している市民団体との連携がとりにくい。各地域で普及活動に取り組む市民団体の活動は小規模なものではあるが、地域に密着して活動を展開できるという点では、大きなメリットがあると言える。地元の自治体が活動に連携して取り組み、積極的に支援するようになれば、地域でのフェアトレード運動はより活発なものとなるだろう。単に商品の流通量を増やすだけではなく、啓蒙活動を通してフェアトレードの意義をより深く知ってもらい、途上国への理解を深めることで消費者意識の向上という効果も期待できる。一点目の政府の政策と併せて、各自治体も市民団体と連携して活動することでフェアトレードの普及と貧困削減への取り組みを推進させることができる。

現行のフェアトレードタウン運動に加えて以上のような政策を行うことで、フェアトレードの最終的な目標である貧困削減に寄与することができる。政府が大きな規模と視点で政策を行うことで、フェアトレード運動は全国に広がるものと期待される。市場でのフェアトレード商品の流通量が増え、消費者の下に届くようになれば、自ずと消費量が増え、フェアトレードが定着するようになる。同時に地域レベルで行政と連携することで、地域の実情に沿った効果的な普及活動を促進することができる。また地域の活動としてフェアトレードを行うことで、消費者に意義を知ってもらい途上国への理解を深めてもらう効果も期待できる。このように、政府、企業、自治体、市民団体が有機的につながることで、フェアトレードの普及が推進されると考える。さらに、この運動を全国に拡大することで貧困削減に貢献できる可能性は増大するだろう。当該事例は熊本市の活動であるが、日本初・アジア初のフェアトレードタウンとしてその活動をアジアにまで広げることで、フェアトレードの目的である貧困削減に対する効果も大きくなるはずである。この活動を

一地域で留めることなく、さらに広く展開していくことが今後重要である。

## おわりに

以上、本稿においては、貧困削減を目指すフェアトレード運動とその普及について考察してきた。第一節では、途上国における児童労働問題と農薬被害を取り上げ、貧困との悪循環を断ち切らない限りは、問題解決につながらないことが明らかになった。また、国際市場にアクセスできず、仲介業者に多くの利益を奪われてしまう生産者の立場が貧困の一因であることもわかった。第二節では、途上国の貧困を削減し、上記のような問題を解決することを目指すフェアトレードの果たす役割について考察した。フェアトレード基準を満たすことで、生産者の労働環境改善や収入の安定、地域の発展にも寄与し、貧困削減とともに生産者の自立した生活にもつながると考えられる。第三節では、フェアトレードを普及させる運動としてフェアトレードタウン運動に着目し、その活動について概観した。フェアトレードタウンに認証されるための6つの基準を満たすことで、途上国の貧困削減につながるため、フェアトレードタウン運動を推進することはフェアトレードの趣旨に則った有効な手段の一つであると言える。また、市民団体だけではなく、地域の事業者や教育機関、自治体とも連携しより効果的な普及活動を行っている。しかし、フェアトレード商品についての認知度が低いという問題や市民団体の活動のみでは期待できる効果に限界があるなどの問題があった。そこで第四節では、フェアトレードを普及させるために、既存の市民団体の活動だけではなく、政府や自治体、企業との連携が必要であることを検討した。強制力があり広範囲に及ぶ政府の政策、市民団体と自治体の連携によるより効果的な普及活動、企業によるフェアトレード商品の提供など、各方面からアプローチすることによってフェアトレードの普及・推進が促進されるであろう。

以上より、政府、企業、自治体、市民団体の連携こそが、フェアトレードを根付かせるために不可欠な要素であることがわかった。日本は先進国のひとつとして、途上国の貧困削減に少しでも貢献する必要があるが、その手段は国外への人員派遣や技術協力、寄付のような直接支援だけではない。フェアトレードのような国内での取り組みを国内に浸透させ、普及を拡大することもまた重要な手段である。途上国の貧困削減という難しい問題ではあるが、まずは私たち自身の身近なところに目を向け、小さなことから変えていく努力をすることが重要であると考えられる。

